

第3 監査の結果

1 保有状況

(1) 部局別車種別保有状況

公用車の保有台数は323台で、部局別車種別保有状況は下表のとおりである。

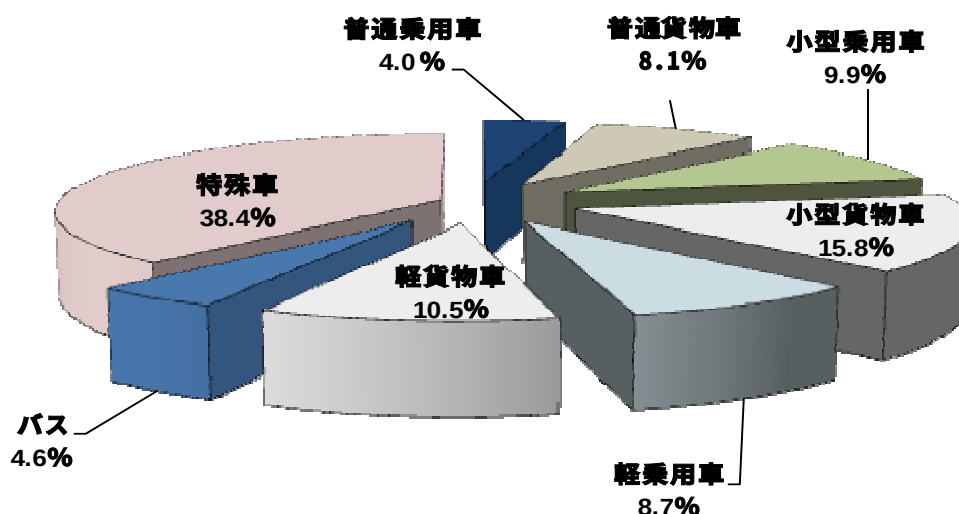
部局別では、建設部が106台で32.8%を占め、次に生活環境部が64台で19.8%を占めている。車種別の主なものは、特殊車等が124台で38.4%、次に小型貨物車が51台で15.8%となっている。

(表－1)

(単位：台)

部 局	台 数	構成比 (%)	普通		小型		軽		バス	特殊車等
			乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		
経 営 企 画 部	1	0.3			1					
総 務 部	55	17.0	7		6	12	20	8	2	
産 業 振 興 部	3	0.9	1		2					
生 活 環 境 部	64	19.8		7	2	15		2		38
福 祉 保 健 部	16	5.0			6		4	3	3	
建 設 部	106	32.8	2	12	8	4		3		77
都 市 整 備 部	17	5.3		3		10	2	2		
福岡総合行政センター	18	5.6	1	1	4	3	1	1	7	
市 民 病 院	5	1.5	1		2					2
水 道 局	28	8.7	1	3		3		15		6
教 育 委 員 会	10	3.1			1	4	1		3	1
合 計	323		13	26	32	51	28	34	15	124
構 成 比 (%)		100.0	4.0	8.1	9.9	15.8	8.7	10.5	4.6	38.4

車種別保有台数割合 (図－1)



【区分定義】

普通	排気量、長さ、幅、高さが小型より大きいもの	乗用車	人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車（乗用車・ワゴン）
		貨物車	貨物の運送に供する普通自動車（トラック）
小型	排気量：2,000cc 以下 長　　さ：4.7m 以下 幅　　：1.70m 以下 高　　さ：2.0m 以下	乗用車	人の運送の用に供する小型自動車（乗用車・ワゴン）
		貨物車	貨物の運送に供する小型自動車（バン・トラック）
軽	排気量：660cc 以下 長　　さ：3.4m 以下 幅　　：1.48m 以下 高　　さ：2.0m 以下	乗用車	人の運送の用に供する軽自動車（乗用車）
		貨物車	貨物の運送に供する軽自動車（バン・トラック）
バス			普通乗合・路線バス・幼児用・身障者用
特殊車等			移動図書館車・清掃車・道路作業車・ロータリー除雪・グレーダー・ブルドーザー・ホイールローダ・ミニローダ・パワーショベル・フォークリフト　その他

(2) 経過年数別状況

経過年数別状況は下表のとおりである。5年までが62台（19.2%）、5年以上10年未満が103台（31.9%）、10年以上15年未満が80台（24.8%）で、15年までの車両が245台（75.9%）を占めている。

また、公用車323台中158台（48.9%）が、経過年数10年を超えており、最も古い車両は、環境サービス課のホイルローダで1980年11月（31年経過）に登録され、ごみ収集に使用されている。

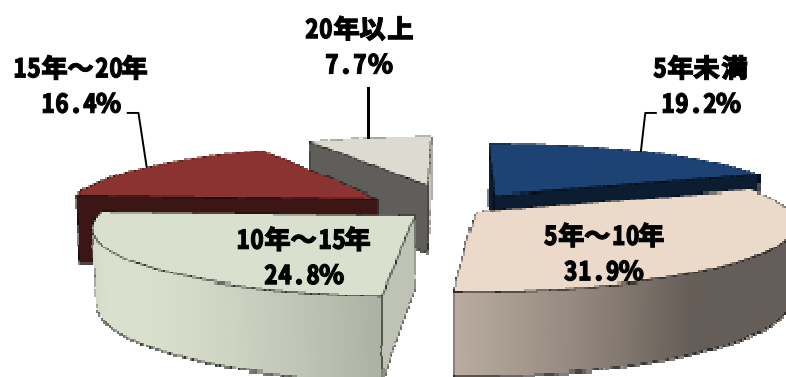
経過年数別台数（表－2）

（単位：台）

種別	用途	台数	取得後経過年数					平均使用年数 (年)
			5年未満	5年～10年	10年～15年	15年～20年	20年以上	
普通	乗用	13	5	1	4	3	0	12
	貨物	26	2	4	7	6	7	15
小型	乗用	32	8	8	9	7	0	12
	貨物	51	12	16	14	9	0	11
軽	乗用	28	6	15	7	0	0	9
	貨物	34	10	8	14	2	0	10
バス		15	3	5	1	4	2	11
特殊車等		124	16	46	24	22	16	11
計		323	62	103	80	53	25	11
構成比（%）		100.0	19.2	31.9	24.8	16.4	7.7	

（参考）自動車検査登録情報協会発表（平成21年3月末）の自動車平均使用年数は、乗用車が11.68年、貨物車が13.50年となっている。

（図－2）



(3) 総走行距離別状況

公用車 184 台（バス 15 台、特殊車等 124 台を除く）の総走行距離別状況は下表のとおりである。5 万kmまでが 58 台（31.5%）、5 万km以上 10 万km未満が 71 台（38.6%）、10 万km以上 15 万kmまでが 39 台（21.2%）で、15 万kmまでの車両を合わせると 168 台で 91.3%を占めており、15 万km以上 20 万km未満は 16 台（8.7%）となっている。

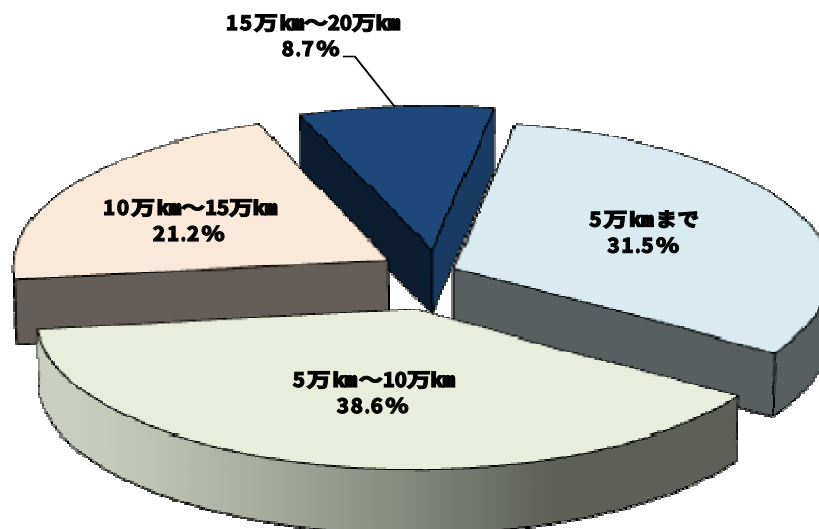
また、55 台（29.9%）が総走行距離 10 万kmを超えており、総走行距離の最も長い車両は、防災センターの普通貨物車で 186,916 kmである。

車種別の総走行距離別台数（表－3）

（単位：台）

種別	用途	台数	総走行距離 (万km)			
			～5	5～10	10～15	15～20
普通	乗用	13	3	6	4	0
	貨物	26	12	6	4	4
小型	乗用	32	10	7	9	6
	貨物	51	13	22	12	4
軽	乗用	28	8	16	4	0
	貨物	34	12	14	6	2
合 計		184	58	71	39	16
構成比 (%)		100.0	31.5	38.6	21.2	8.7

（図－3）



(4) 経過年数 10 年以上かつ総走行距離 10 万km以上の車両状況

公用車 184 台中、経過年数 10 年以上かつ総走行距離 10 万km以上の車両は 41 台（22.3%）となっている。

内訳では、小型乗用車が 12 台（29.3%）、小型貨物車が 12 台（29.3%）、普通貨物車が 8 台（19.5%）、軽貨物車が 5 台（12.1%）、普通乗用車が 2 台（4.9%）、軽乗用車が 2 台（4.9%）となっている。

また、管財用地課で所有していた小型貨物車（経過年数 16 年・総走行距離 156,130 km）と小型乗用車（経過年数 14 年・総走行距離 155,490 km）がそれぞれ 1 台ずつ、水道局で所有していた軽貨物車（経過年数 15 年・総走行距離 120,605 km）、（経過年数 15 年・総走行距離 104,377 km）の 2 台が、年度途中で更新されている。

経過年数 10 年以上かつ総走行距離 10 万km以上の台数（表－4）

（単位：台）

総走行距離	経過 年数	普 通						小 型						軽						合 計
		乗 用 車			貨 物 車			乗 用 車			貨 物 車			乗 用 車			貨 物 車			
		10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	10 年 ～ 15 年	15 年 ～ 20 年	20 年 以 上	
10万km ～ 15万km	0	2	0	0	1	3	2	4	0	5	4	0	2	0	0	2	1	0	26	
15万km ～ 20万km	0	0	0	1	3	0	3	3	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	15	
小 計	0	2	0	1	4	3	5	7	0	7	5	0	2	0	0	4	1	0	41	
合 計	2			8			12			12			2			5				
構成比 (%)	4.9			19.5			29.3			29.3			4.9			12.1			100.0	

(5) 変速機の種類別状況

変速機の種類別状況は、下表のとおりである。AT（オートマチック）車が178台（55.1%）、MT（マニュアル）車が145台（44.9%）となっている。

車種変速機の種類別保有台数割合（表－5）

	台数（台）	構成比（％）
AT（オートマチック）車	178	55.1
MT（マニュアル）車	145	44.9
合 計	323	100.0

（図－4）



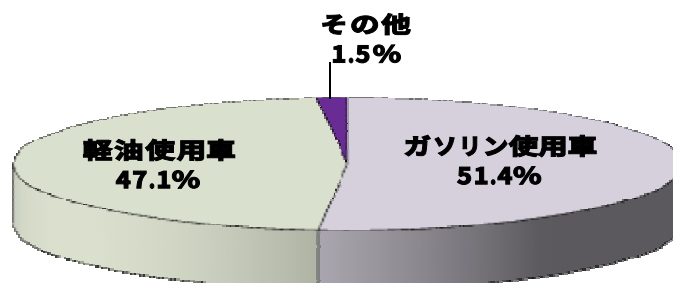
(6) 使用燃料の種類別状況

使用燃料の種類別状況は、下表のとおりである。ガソリン使用車が166台（51.4%）、軽油使用車が152台（47.1%）、その他（電気、※バイオディーゼル使用）が5台（1.5%）となっている。

使用燃料の種類別台数割合（表－6）

	台数（台）	構成比（％）
ガソリン使用車	166	51.4
軽油使用車	152	47.1
その他（電気、バイオディーゼル）	5	1.5
合 計	323	100.0

（図－5）



※バイオディーゼル

バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel）は、廃食用油などを加工したディーゼルエンジン用燃料の総称。二酸化炭素・硫黄化合物の排出量を削減し、地球温暖化や大気汚染にブレーキをかけることができる。また、食用油の廃棄による河川の汚染を防ぐ地球環境にやさしいと注目されているクリーンエネルギー。高岡市では、清掃車3台の燃料として使用している。

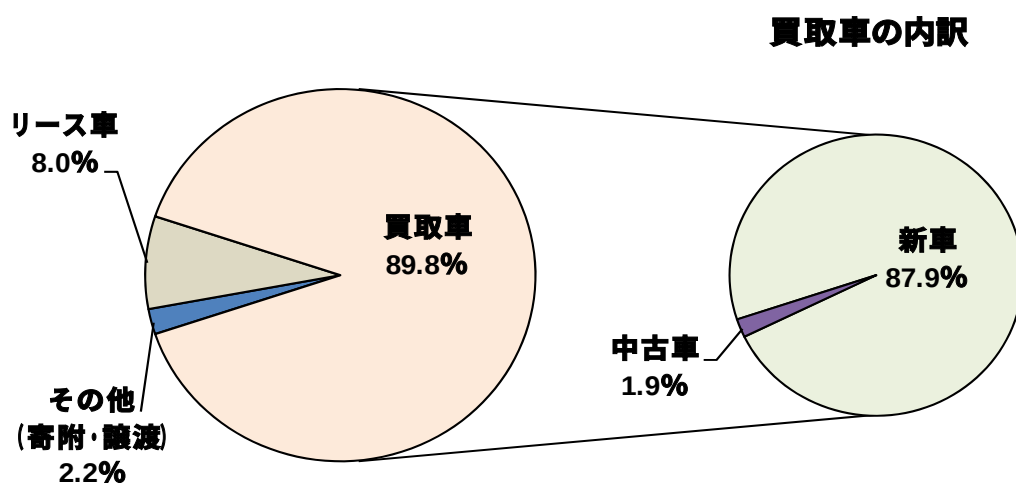
(7) 保有形態別台数

保有形態別台数の状況は、下表のとおりである。買取車が290台（89.8%）、リース車が26台（8.0%）、寄付・譲渡による車が7台（2.2%）となっており、買取車のうち新車は284台（87.9%）、中古車は6台（1.9%）を購入している。

保有形態別台数（表－7）

		台数(台)		構成比(%)	
買取車	新車	290	284	89.8	87.9
	中古車		6		1.9
リース車		26		8.0	
その他(寄附・譲渡)		7		2.2	
合 計		323		100.0	

(図－6)



2 管理状況

(1) 維持管理

公用車の維持管理については、「高岡市庁用自動車管理規程」で、また水道局においては、「高岡市水道局安全運転管理者服務規程」で規定されている。

集中管理用自動車については、「高岡市庁用自動車管理規程」第3条で管財用地課長を管理者と定め、集中管理用自動車以外の自動車については、それぞれ30名の所属長を管理者と定めている。

また、管理者は、庁用自動車の適正な維持管理に努めるとともに、効率的な運行を図ることが規定されている。

(2) 安全運転管理者等の選任状況

「道路交通法」第74条の3に、内閣府令で定める台数（5台）以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないと規定されており、「高岡市庁用自動車管理規程」第5条でも規定し、8名選任されている。安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するため、運転者に対して、交通安全教育、その他自動車の安全な運転に必要な業務を行わなければならないと規定されており、具体的な業務については、「道路交通法施行規則」第9条の10で規定されている。

また、安全運転管理者の職務を補助するものとして、副安全運転管理者が7名選任されている。

水道局においては、安全運転管理者、副安全運転管理者がそれぞれ1名選任されている。

(表－8)

部 署	安 全 運 転 管理者（人）	副安全運転 管理者（人）
管財用地課（本庁車両）	1	1
花と緑の課（本庁車両）		1
下水道管理課（本庁車両）		1
環境サービス課 （清掃車両関係）	1	2
土木維持課（除雪車両関係）	1	1
地域振興課 （福岡行政センター関係）	1	1
健康増進課	1	
長生寮	1	
きずな子ども発達支援センター(スクールバス)	1	
こまどり支援学校(スクールバス)	1	
水道局	1	1
合 計	9	8

(3) 運転日報の作成状況

安全運転管理者の業務のうち、「道路交通法施行規則」第9条の10第1項第6号の運転日報の備え付け及び運転日報の記録業務については、「高岡市庁用自動車管理規程」第5条第2項第4号及び第9条においても規定されており、323台全ての公用車について、その備え付け及び記録が行われている。

内容については、走行距離、運転者名、行き先、所要時間等の記録漏れが23台(7.1%)、主務者や庁用自動車管理者の押印のないものが50台(15.5%)となっている。

(4) 安全運転教育の実施

「道路交通法」第74条の3第2項に規定されている交通安全教育についての実施状況は、次のとおりである。

(表－9)

安全運転管理者 選任部署名	内 容
管財用地課	・ 車庫棟各所へ交通安全に関するスローガン、のぼり旗、毎月の安全運転推進スローガンを掲示し安全運転、交通マナーの向上について周知徹底 ・ 車両貸出時、安全運転等に心がけるよう声かけの実施
環境サービス課	・ アルコールチェッカーによるアルコール呼気検査の実施 （清掃車運転手は毎日実施） ・ 道路状況に応じた運転を心がけるよう朝礼時に周知徹底 ・ 交通事故発生時には、再発防止のため発生原因について説明
土木維持課 （防災センター）	・ 安全運転管理者による飲酒運転、過労運転の防止、積雪時における安全運転等について交通安全講習会（年2回）を開催
地域振興課	・ 事務所内へ毎月、安全運転管理目標を掲示し、職員に周知徹底
健康増進課	・ 外出時には安全運転等に心がけるよう声かけの実施 ・ 管財用地課からの安全運転注意喚起文書を回覧し、周知徹底
長生寮	・ 外出時には安全運転等に心がけるよう声かけの実施 ・ 管財用地課からの安全運転注意喚起文書を回覧し、周知徹底
きずな子ども発達 支援センター	・ 外出時には安全運転等に心がけるよう声かけの実施 ・ 管財用地課からの安全運転注意喚起文書を回覧し、周知徹底
こまどり支援学校	・ バスの出発時等、安全運転に心がけるよう声かけの実施 ・ 管財用地課からの安全運転注意喚起文書を回覧し、周知徹底
水道局	・ 事務所内へ交通安全に関するスローガン、のぼり旗、毎月の安全運転推進スローガンを掲示し安全運転、交通マナーの向上について周知徹底 ・ 東日本大震災への支援を踏まえ、1人2時間の給水専用車の操作、運転講習の実施（上関配水場内車庫）

庁内イントラネットを利用し、定期的に職員に対して事故発生状況のお知らせや、注意喚起文書を掲載し、事故防止の啓発を図っている。

【平成 23 年度注意喚起文書取組状況】

発信年月日	件 名	発信者
平成 23 年 6 月 9 日	庁用車の安全運転について	安全運転管理者 管財用地課長
7 月 27 日	交通事故の防止と交通安全の推進について 7 月 21 日～7 月 30 日「夏の交通安全県民運動」	人事課長
9 月 20 日	庁用車の安全運転について 9 月 21 日～9 月 30 日「秋の全国交通安全運動」	安全運転管理者 管財用地課長
12 月 9 日	冬季の安全運転の徹底について 12 月 11 日～12 月 20 日「年末の交通安全県民運動」	安全運転管理者 管財用地課長
平成 24 年 2 月 27 日	庁用車の安全運転について	安全運転管理者 管財用地課長

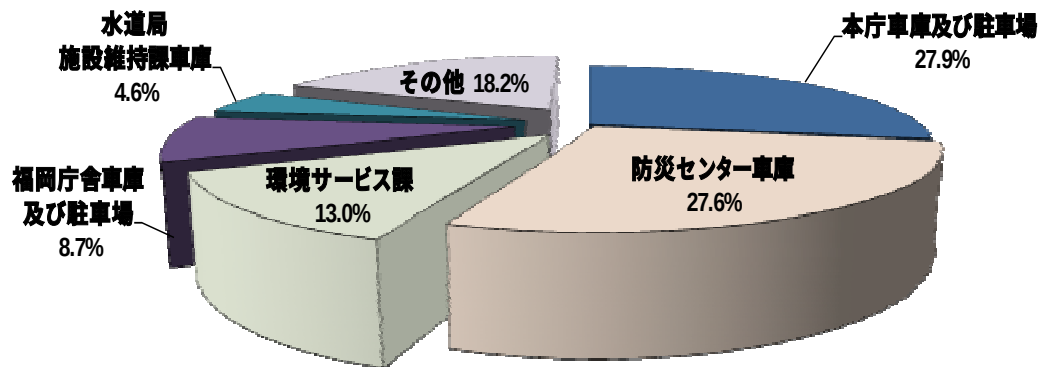
(5) 保管状況

保有する車両の保管場所については、下表のとおりである。

車両保管場所別割合（表－10）

保管場所	台数(台)	構成比 (%)
本庁車庫及び駐車場	90	27.9
防災センター車庫	89	27.6
環境サービス課	42	13.0
福岡庁舎車庫及び駐車場	28	8.7
水道局施設維持課車庫	15	4.6
その他	59	18.2
合 計	323	100.0

(図－ 7)



本庁車庫及び駐車場、防災センター、環境サービス課の3か所で、合わせて221台（68.5%）を占めている。福岡庁舎車庫及び駐車場には28台（8.7%）、水道局施設維持課車庫には15台（4.6%）保管している。その他の出先機関においても、それぞれの施設敷地内等において適切に管理されている。

(6) 点検整備の実施状況

ア 日常点検整備

「道路運送車両法」第 47 条の 2 に基づく日常点検整備は安全運転を行う上で重要な役割を占めるものである。市長部局では運転日報に日常点検及び故障報告書欄、水道局では自動車運転日誌に報告欄を設け、運転前点検において異常有り無しの確認と異常報告が記載できるよう整備されている。

イ 定期点検整備

「道路運送車両法」第 50 条第 1 項及び「高岡市庁用自動車管理規程」第 4 条の規定に基づき、車両の点検・整備に専門的な知識・技能を有する整備管理者を管財用地課、土木維持課、地域振興課において、それぞれ 1 名選任し届出がなされている。

また、「道路運送車両法」第 48 条第 1 項で定められている定期点検整備についての状況は、次のとおりである。

定期点検整備状況（表－11）

種 別	用 途	車検の時期	定期点検の時期	保有 台数	集計 台数	定 期 点 検 整 備 (台)			
						未実施	3か月	6か月	1年
普 通	乗用車	2年 (初回は3年)	12か月	13	8	0	0	0	8
	貨物車	8t以上 1年 8t未満 1年 (初回は2年)	8t以上 3か月 8t未満 6か月	26	26	0	9	17	0
小 型	乗用車	2年 (初回は3年)	12か月	32	15	2	0	0	13
	貨物車	1年	6か月	51	50	1	0	49	0
軽	乗用車	2年 (初回は3年)	12か月	28	14	0	0	0	14
	貨物車	2年	12か月	34	25	0	0	0	25
合 計				184	138	3	9	66	60

保有台数のうち点検の必要な台数 138 台中、135 台(実施率 97.8%)が実施され、3 台(1.6%)が未実施となっている。

3 利用状況

(1) 集中管理方式の状況

公用車は、管財用地課で集中管理するものと、業務の性質上、各部署において管理・使用するものがある。

ア 集中管理用自動車の推移

集中管理用自動車は、平成 17 年度末では 51 台であったが、納税推進員の戸別訪問の使用などにより平成 23 年度末には 54 台となっている。

イ 使用方法

使用の予約については、平成 24 年 2 月に更新された庁内 LAN による職員ポータル「施設予約」機能を活用して本庁では 690 ユーザー、本庁以外では 925 ユーザーが、自席のパソコンから一般車両（小型、軽四、ワンボックス）の使用申し込みをすることができる。

このシステムにより、管財用地課に問い合わせることなく、空き状況が確認でき、それぞれ必要な時間帯を予約することにより、短時間の利用であっても車両の予約が可能になるなど、効率的な利用が図られている。

(2) 他課への貸出状況

集中管理方式ではないが、各部署間でシェアリング（共有して使用）されていた車両は 20 台あり、貸出時間等の内訳は下表のとおりである。

（表－12）

保有部署	台数 (台)	貸出時間 (時間)	主な貸出先
伏木支所	1	211	みなと振興課（旧港湾課）
下水道管理課	7	2,921	下水道建設課
地域振興課	4	515	土木維持課、地域振興課、経済振興課、都市計画課、道路建設課、建築住宅課
経済振興課	3	288	
福岡まちづくり推進室	1	46	
水道局	4	7,564	（財）高岡市水道サービス公社
合 計	20	11,545	

伏木支所では、みなと振興課（旧港湾課）が、伏木支所保有の公用車を利用、福岡総合行政センター、建設部の各課に保有の車両は、福岡庁舎内で相互に貸し出すなど、同じ庁舎の中で有効的かつ効率的な運用が行われている。

(3) 利用状況

公用車 184 台の利用状況は下表のとおりである。

ア 部局別利用状況（表－13）

（単位：台・日・％・回・回転・km）

部局名	保有台数	年間 使用日数 A	年間使用 可能日数 B	① 平均稼働率 C	運行回数 D	② 平均回転率 E	年間走行距離 F	③ 平均走行距離 G
経営企画部	1	184	348	52.9	271	1.5	1,802	9.8
総務部	53	10,813	12,900	83.8	18,169	1.7	472,511	43.7
産業振興部	3	655	732	89.5	1,140	1.7	33,048	50.5
生活環境部	26	4,024	6,379	63.1	7,656	1.9	123,365	30.7
福祉保健部	13	2,569	3,172	81.0	4,551	1.8	62,143	24.2
建設部	29	4,378	4,754	92.1	6,840	1.6	256,842	58.7
都市整備部	17	3,222	4,148	77.7	5,558	1.7	122,892	38.1
福岡総合行政センター	11	1,675	2,520	66.5	2,489	1.5	60,157	35.9
市民病院	3	642	732	87.7	1,011	1.6	25,931	40.4
水道局	22	2,331	5,368	43.4	3,403	1.5	149,834	64.3
教育委員会	6	1,393	1,767	78.8	2,375	1.7	48,689	35.0
合 計	184	31,886	42,820	74.5	53,463	1.7	1,357,214	42.6

① 平均稼働率 C（年間使用日数 A / 年間使用可能日数 B）

※年間使用可能日数は、一般的な職場では 244 日、施設等の職場では、平成 23 年度の休業日を除く開業日数である。よって、週休日に稼働した場合は、稼働率 100％を超えることがある。

② 平均回転率 E（運行回数 D / 年間使用日数 A）

③ 平均走行距離 G（年間走行距離 F / 年間使用日数 A）

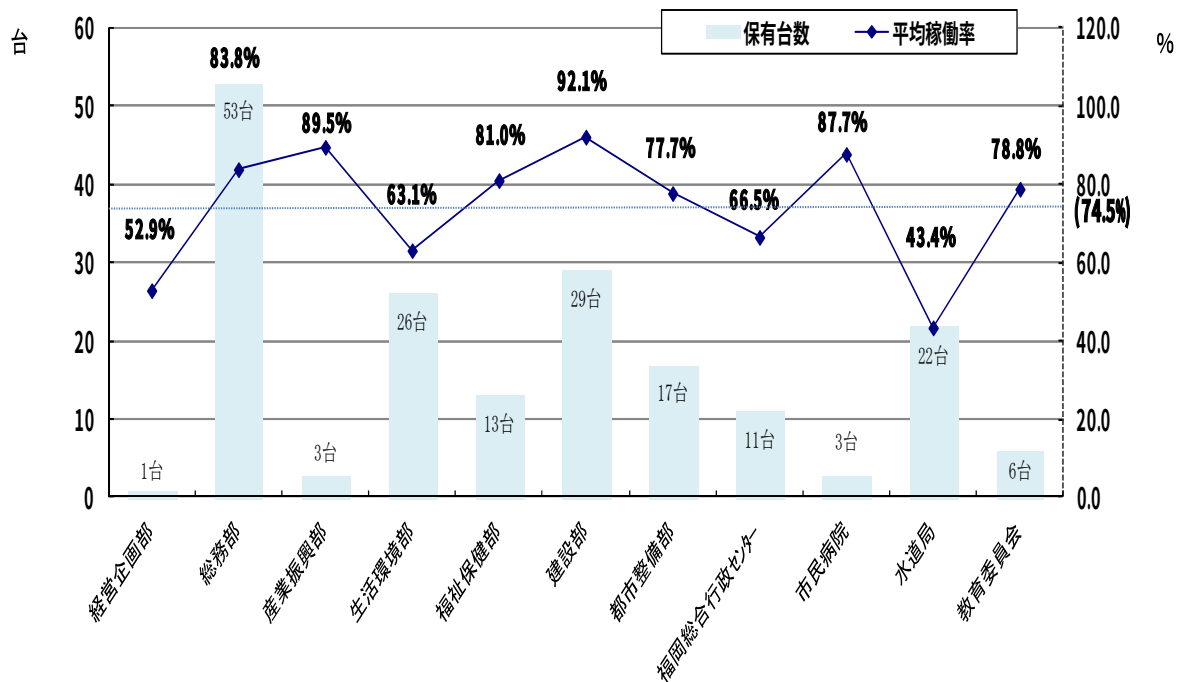
① 平均稼働率

公用車 1 台当たりの平均稼働率は 74.5％で年間平均使用日数は 173 日、月平均にすると 14 日となっている。

平均稼働率を上回っている部局は、建設部（92.1％）、産業振興部（89.5％）、市民病院（87.7％）、総務部（83.8％）、福祉保健部（81.0％）、教育委員会（78.8％）、都市整備部（77.7％）の 7 部局となっている。

一方、平均稼働率を下回っている部局は、福岡総合行政センター（66.5％）、生活環境部（63.1％）、経営企画部（52.9％）、水道局（43.4％）となっている。

部局別平均稼働率・台数（図－８）

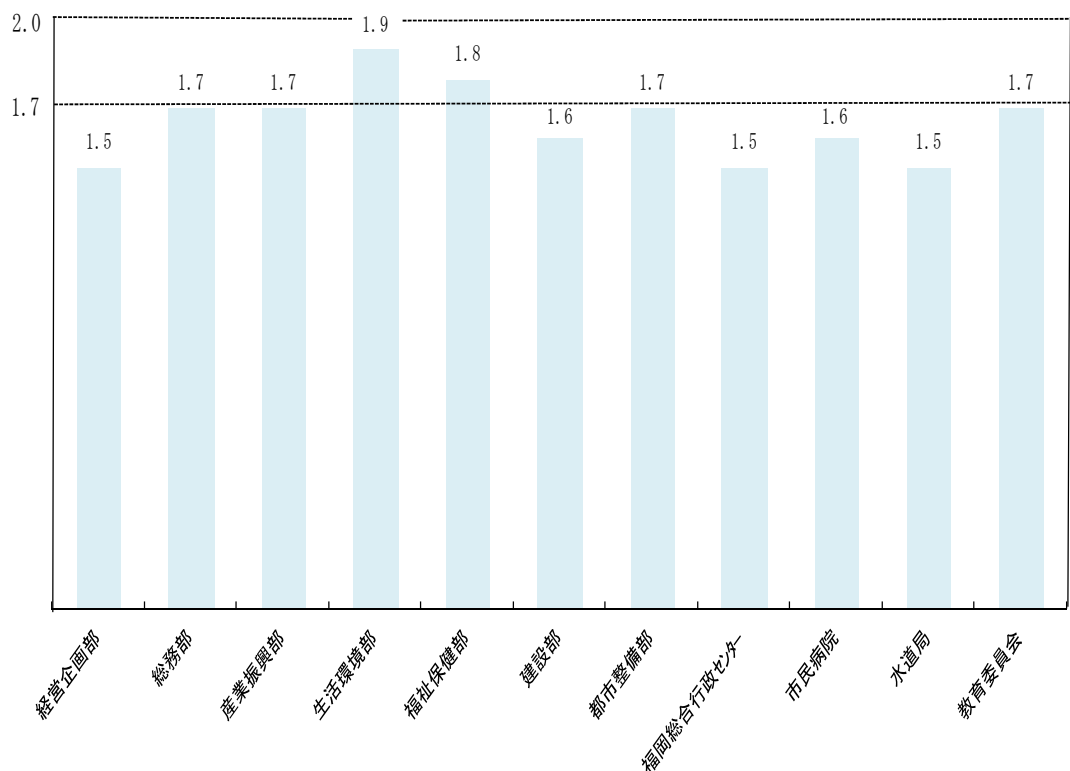


② 平均回転率

公用車 1 台当たりの 1 日平均回転率は、1.7 回転となっている。

部局別平均回転率（図－９）

（単位：回転）



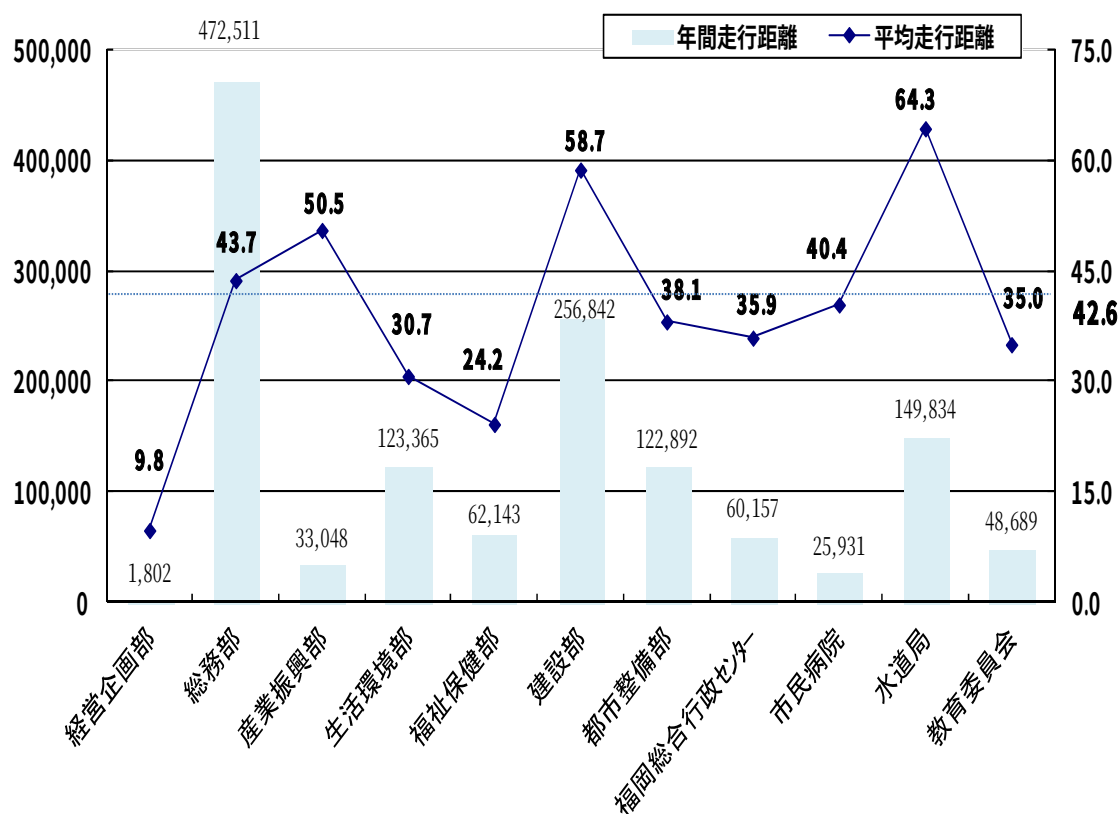
③ 平均走行距離

部局別で、年間走行距離が最も長いのは、総務部の 472,511 kmで、1台当りの1日平均走行距離は 43.7 km、次いで建設部が 256,842 kmで、1台当りの1日平均走行距離は 58.7 kmである。

水道局は年間走行距離は 149,834 kmであるが、1台当りの1日平均走行距離は 64.3 kmと最も長くなっている。

部局別年間走行距離と平均走行距離 (図-10)

(単位：km)



イ 車種別利用状況（表－14）

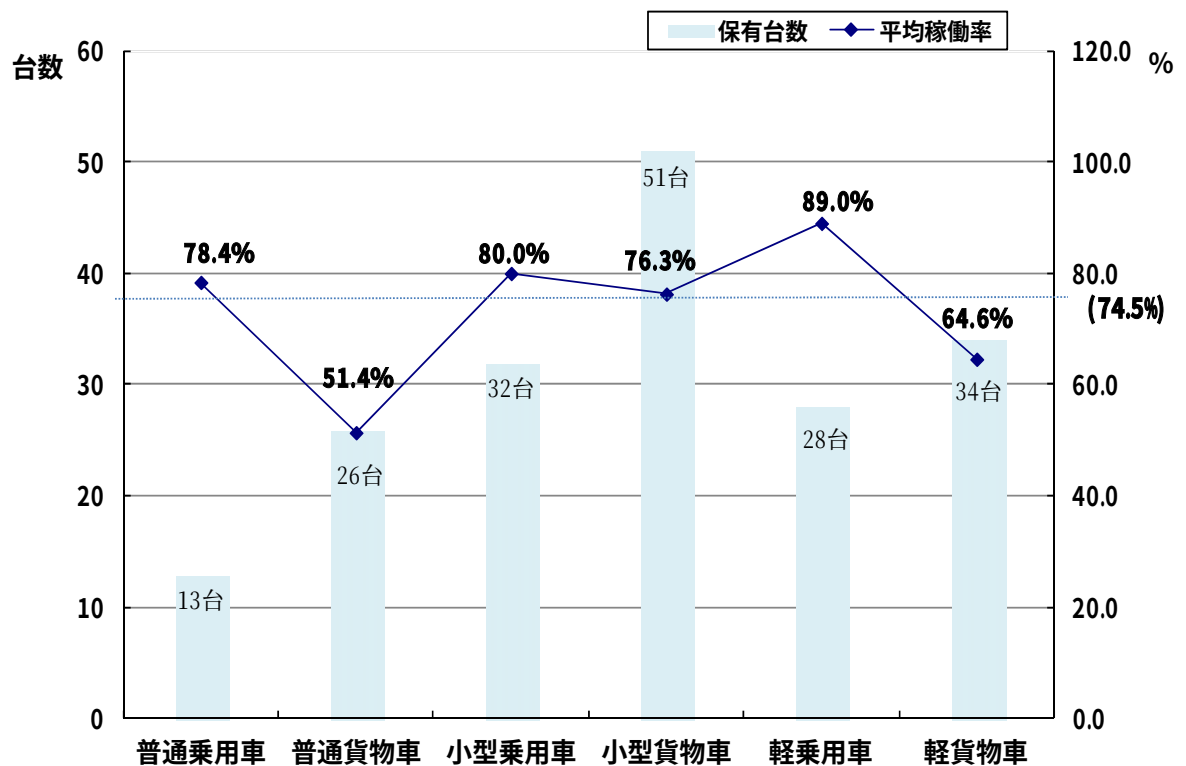
（単位：台・日・％・回・回転・km）

種別	用途	保有台数	年間 使用日数 A	年間使用 可能日数 B	① 平均稼働率 C	運行回数 D	② 平均回転率 E	年間走行距離 F	③ 平均走行距離 G
普通	乗用車	13	2,486	3,172	78.4	3,771	1.5	140,813	56.6
	貨物車	26	2,131	4,149	51.4	3,364	1.6	106,279	49.9
小型	乗用車	32	6,148	7,689	80.0	9,743	1.6	268,980	43.8
	貨物車	51	9,706	12,714	76.3	16,859	1.7	384,623	39.6
軽	乗用車	28	6,052	6,800	89.0	11,123	1.8	203,630	33.6
	貨物車	34	5,363	8,296	64.6	8,603	1.6	252,889	47.2
合 計		184	31,886	42,820	74.5	53,463	1.7	1,357,214	42.6

① 平均稼働率

車種別に平均稼働率をみると、軽乗用車が 89.0% で最も高く、次いで小型乗用車が 80.0%、普通乗用車が 78.4% である。一方、最も低いのは普通貨物車で 51.4% となっている。

車種別平均稼働率・台数（図－11）

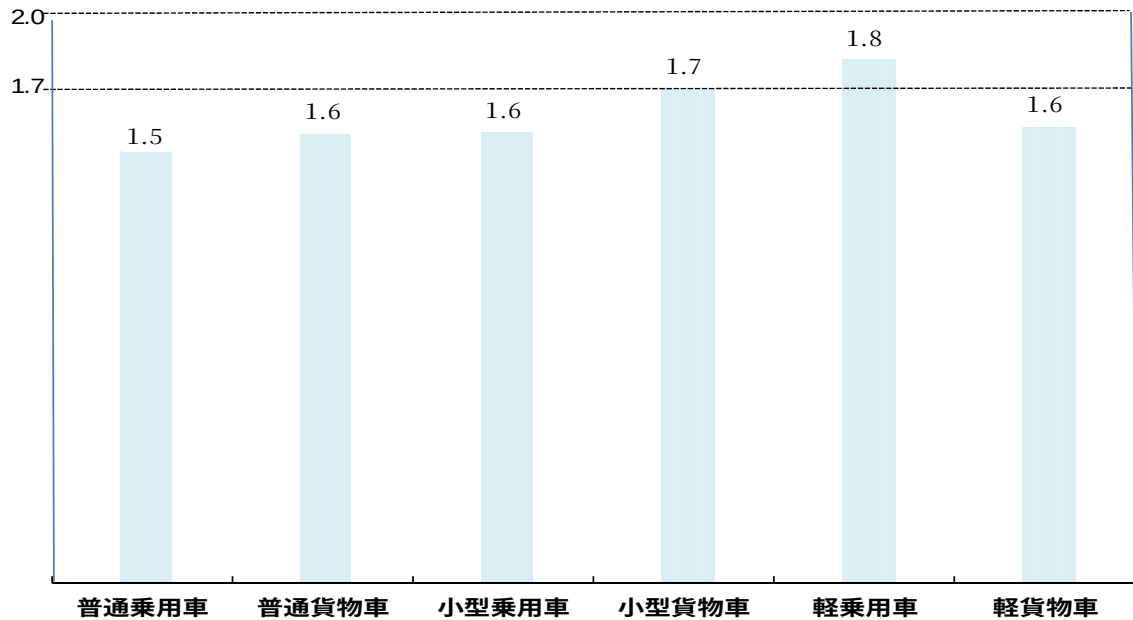


② 平均回転率

車種別で平均回転率の一番高いのは、軽乗用車の 1.8 回転で、次いで小型貨物車の 1.7 回転となっている。

車種別平均回転率 (図-12)

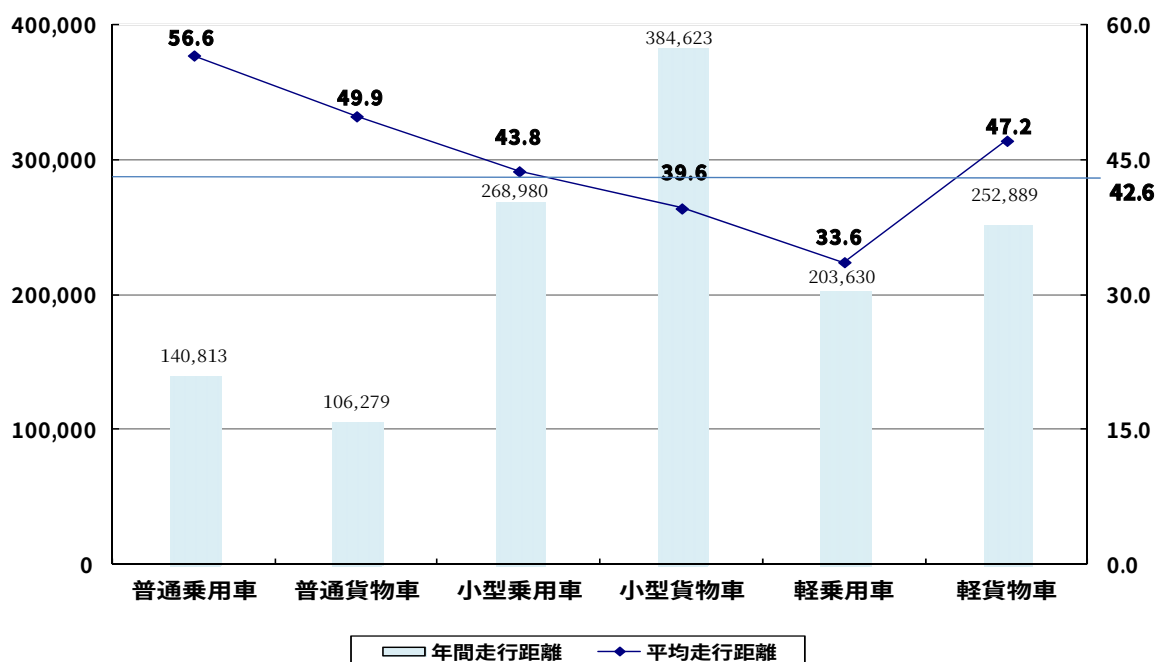
(単位：回転)



③ 平均走行距離 (図-13)

車種別で年間走行距離が最も長いのは、小型貨物車で 384,623 km で平均走行距離は 39.6 km、次いで小型乗用車で 268,980 km で平均走行距離は 43.8 km となっている。

(単位：km)



4 安全対策・事故対策

(1) 事故発生状況

過去3年間の公用車の事故発生状況は、次のとおりである。

事故区分別件数及び割合（表－15）では、年度ごとに大きな増減は認められないが、事故区分のうち自損事故が約3分の1を占めており、その多くは本庁舎車庫棟内における事故である。

また、加害事故は少なくなっているものの、被害事故が年々多くなってきており、平成21年度の8件は全体の25.0%であったが、平成23年度では13件、全体の43.3%と増加している。

自損事故は、平成22年度には増加となったものの、平成23年度は減少している。

事故区分別件数及び割合

（表－15）

（単位：件・％）

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自損事故	11	34.4	13	39.4	9	30.0	33	34.7
加害事故	13	40.6	10	30.3	7	23.3	30	31.6
双方不注意	0	—	2	6.1	1	3.3	3	3.2
被害事故	8	25.0	8	24.2	13	43.3	29	30.5
計	32	100.0	33	100.0	30	100.0	95	100.0

次に、月別で見ると、事故の多い月は、梅雨時の7月、降雪が多い1月、2月となっている。

交通事故の発生状況（表—16）

（単位：件）

月別 年度	事故区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成21年度	事故件数	3	1	2	7	2	1	2	0	3	10	0	1	32
	（うち人身事故）													0
	自損事故	1			5		1	1		1	2			11
	加害事故 ※1	1	1	2		1		1		2	5			13
	双方不注意 ※2													0
	被害事故 ※3	1			2	1					3		1	8
平成22年度	事故件数	5	3	0	2	2	1	3	3	4	5	4	1	33
	（うち人身事故）				1									1
	自損事故	1	1			1		1	2	2	4	1		13
	加害事故 ※1	2				1	1	1	1	1		2	1	10
	双方不注意 ※2	2												2
	被害事故 ※3		2		2			1		1	1	1		8
平成23年度	事故件数	2	3	2	3	2	1	1	1	1	5	9	0	30
	（うち人身事故）			1	1									2
	自損事故	2	2	1		1					3			9
	加害事故 ※1			1	1					1		4		7
	双方不注意 ※2											1		1
	被害事故 ※3		1		2	1	1	1	1		2	4		13

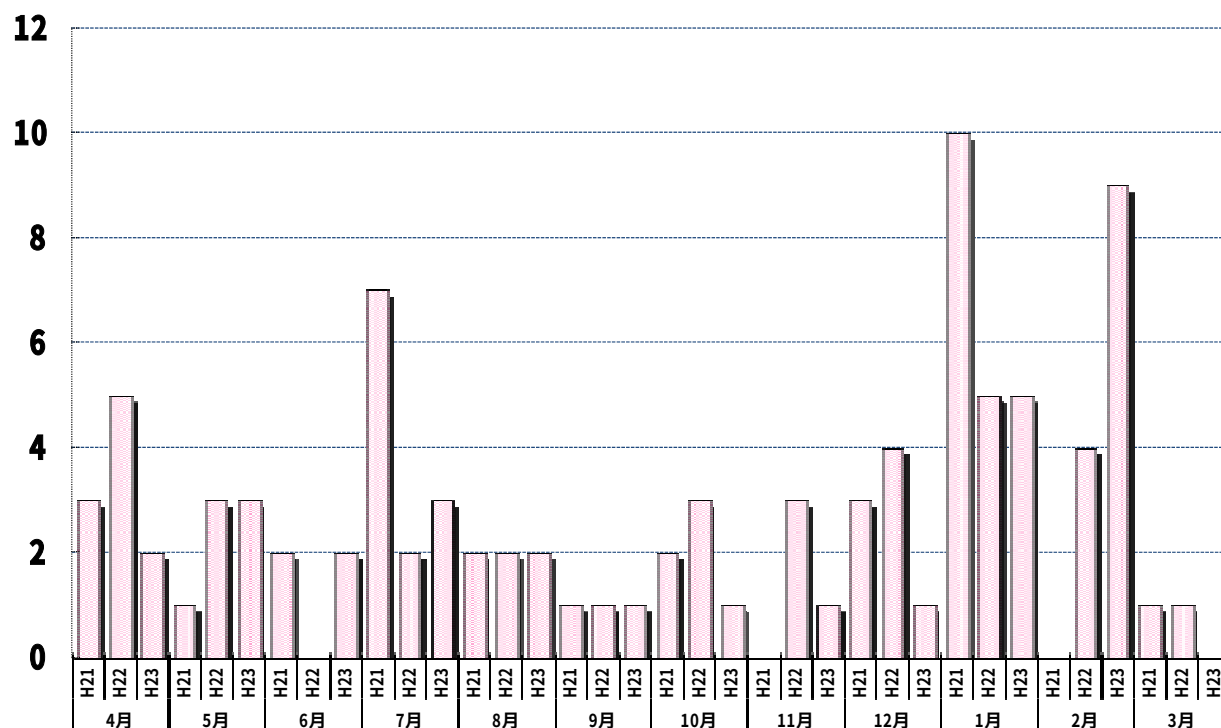
※ 1 加害事故とは、市側が加害者となった事故（過失割合、市が50%を超える場合）

※ 2 双方不注意とは、過失相殺が発生した事故（過失割合、市、相手方とも50%の場合）

※ 3 被害事故とは、市側が被害者となった事故（過失割合、市が50%未満の場合）

事故発生件数の年度別月別推移（図—14）

（単位：件）



(2) 駐車場等の安全対策

駐車場管理担当課の状況（表－17）

保管場所	庁用自動車 管 理 者	対 策
本庁車庫 及び駐車場	管財用地課長	・車両の大きさ、使用状況、駐車場のスペース等を勘案し、随時駐車位置の見直し(安全対策) ・車庫外では、終業前に各車両の施錠等の確認(安全対策) ・閉庁後には警備室付近にセンサー付きライト及び警報装置を設置(防犯対策)
防災センター 車庫	土木維持課長	・危険箇所の報告と職員への周知(安全対策・事故防止)
環境サービス課 車庫及び駐車場	環境サービス課長	・清掃車等入庫時には、同乗者が下車のうえ、後方確認しながら誘導(安全対策)
福岡庁舎車庫 及び駐車場	地域振興課長 福岡教育行政 センター所長	・駐車場での防犯のため、職員が随時巡回確認し、危険箇所を把握し安全を確保(安全対策・防犯対策) ・スクールバスについても同様、異常があればその都度連絡するよう受託業者に依頼(安全対策・防犯対策)
水道局 上関庁舎車庫 及び本庁車庫	施設維持課長	・施設維持課所管の15台は上関庁舎車庫に保管されており、鍵の施錠等の確認(安全対策) ・本庁舎内に保管している総務課、営業課、工務課所管の13台は、管財用地課が管理(安全対策)
市民病院車庫	事務局総務課長	・車・車庫ともに施錠(安全対策・防犯対策) ・日常的な管理体制の確保(安全対策)
健康増進課 駐車場	健康増進課長	・健診等の際には誘導員を配置(事故防止) ・出口付近に「一時停止、左右確認」のサインの設置及び危険箇所のカラーコーン・駐車禁止のサインを設置(事故防止)

(3) 自動車保険（任意保険）

自動車保険（任意保険）については、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済総合契約保険に加入している。

（市長部局は平成23年10月より、水道局は平成17年4月より示談交渉付き契約に変更）

5 維持管理経費

平成 23 年度における公用車の維持管理に要した経費は次のとおりである。

(1) 車種別維持管理経費の状況

公用車 323 台の維持管理経費は総額 95,261 千円となっている。

経費別内訳を見ると、燃料費が 34,328 千円となっており、全体に占める割合は 36.0%と大きく、次に車検費の 18,022 千円(18.9%)、修繕費の 15,013 千円(15.8%)、リース料 (26 台分) の 6,570 千円 (6.9%) である。

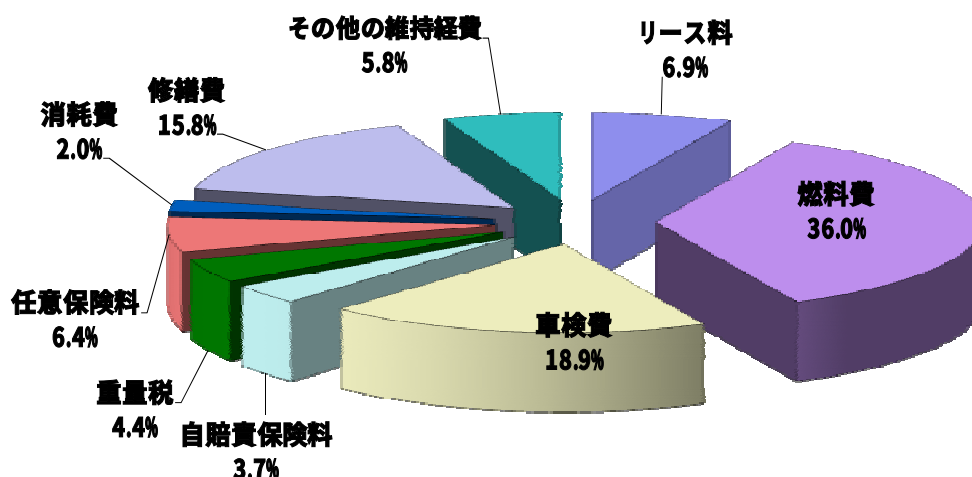
その他の維持経費はバス (普通乗合) の運転業務委託経費である。

車種別維持管理経費 (表-18)

(単位: 台・千円・%)

種別	用 途	台数	リース料	燃料費	車検費	自賠責保険料	重量税	任意保険料	消耗費	修繕費	その他の維持経費	合計
普 通	乗用車	13	1,446	2,856	262	75	120	307	251	75	23	5,415
	貨物車	26	0	2,611	3,266	823	1,339	575	166	1,585	41	10,406
	小 計	39	1,446	5,467	3,528	898	1,459	882	417	1,660	64	15,821
小 型	乗用車	32	788	3,628	1,108	422	511	631	177	1,328	176	8,769
	貨物車	51	2,137	5,644	2,562	591	407	878	135	274	24	12,652
	小 計	83	2,925	9,272	3,670	1,013	918	1,509	312	1,602	200	21,421
バ ス	普通乗合	5	0	268	0	25	30	166	0	506	2,632	3,626
	路線バス	6	0	0	1,576	83	436	0	0	2,698	0	4,793
	幼児用	1	0	439	93	14	30	37	9	24	0	645
	身障者用	3	0	599	173	14	65	92	24	149	2,296	3,412
	小 計	15	0	1,305	1,842	136	561	295	33	3,376	4,928	12,475
軽	乗用車	28	677	2,238	924	264	91	369	39	345	0	4,947
	貨物車	34	992	3,005	977	395	138	434	118	442	149	6,650
	小 計	62	1,669	5,243	1,901	659	229	803	157	787	149	11,597
特 種 用 途 自動車	移動図書館車	1	0	239	130	32	50	22	0	6	0	480
	清掃車	24	0	8,974	3,015	449	945	946	1,011	2,884	0	18,224
	道路作業車	4	265	1,120	216	36	40	82	0	212	0	1,970
	小 計	29	265	10,333	3,361	517	1,035	1,050	1,011	3,102	0	20,674
特 殊 自動車	ロータリー除雪車	4	0	149	1,295	45	0	90	0	0	0	1,579
	グレーダー	5	0	62	1,063	45	0	111	0	240	0	1,520
	ブルドーザー	1	0	329	89	0	0	28	0	47	0	493
	ホイローダ	13	0	763	990	64	0	281	3	1,440	0	3,540
	ミニローダ	58	0	60	153	36	0	816	1	1,845	109	3,019
	パワーショベル	3	0	245	95	14	0	66	0	424	0	844
	フォークリフト	4	0	303	0	0	0	70	0	340	0	712
	小 計	88	0	1,910	3,685	203	0	1,462	4	4,335	109	11,707
その他		7	265	798	35	68	35	132	16	150	65	1,563
合 計		323	6,570	34,328	18,022	3,493	4,238	6,132	1,951	15,013	5,515	95,261
経費全体に占める割合			6.9	36.0	18.9	3.7	4.4	6.4	2.0	15.8	5.8	100.0

維持管理経費全体に占める費用別割合（図－15）



(2) 買取車とリース契約車の維持管理経費

次の表は、リース契約車を導入している車種について、その買取車とリース契約車の1台当りの維持管理経費を比較したものである。

表中の1台当りの経費①では、買取車はリース契約車より経費は少ないが、買取車の場合は取得価格が単年度の経費として反映されないことから、1台当りの経費①に、取得価格を車種ごとの平均使用年数（本書5頁参照）で除して算出した額②を合わせた額③で比較してみても、普通乗用車、軽乗用車、軽貨物車については買取車はリース契約車より経費は少なく、小型貨物車についてはあまり変わらないという結果であった。

しかしながら、買取車の場合には車両の経年劣化や使用頻度により、修繕費・オイル交換・タイヤ等の消耗費等メンテナンス費用が徐々に増えることが考えられる。

買取車とリース契約車との維持管理経費比較（表－19）

（単位：台・千円）

車 種		台数	リース料	燃料費	車検費	自賠責保険料	重量税	任意保険料	消耗費	修繕費	その他の 維持経費	合計	1台当りの 経費 ①	1台、1年間当り の買取価格(買取 価格÷平均 使用年数) ②	③ (①+②)
普 通 乗用車	買 取	10	0	1,864	262	75	120	236	251	75	23	2,906	291	306	597
	リース	3	1,446	992	0	0	0	71	0	0	0	2,509	836	—	836
	計	13	1,446	2,856	262	75	120	307	251	75	23	5,415			
小 型 乗用車	買 取	28	0	3,303	1,108	422	511	571	177	1,326	176	7,594	271	128	400
	リース	4	788	325	0	0	0	60	0	2	0	1,175	294	—	294
	計	32	788	3,628	1,108	422	511	631	177	1,328	176	8,769			
小 型 貨物車	買 取	41	0	4,660	2,562	591	407	716	110	208	24	9,278	226	112	338
	リース	10	2,137	984	0	0	0	162	25	66	0	3,374	337	—	337
	計	51	2,137	5,644	2,562	591	407	878	135	274	24	12,652			
軽 乗用車	買 取	25	0	2,024	924	264	91	324	39	259	0	3,925	157	151	308
	リース	3	677	214	0	0	0	45	0	86	0	1,022	341	—	341
	計	28	677	2,238	924	264	91	369	39	345	0	4,947			
軽 貨物車	買 取	30	0	2,657	977	395	138	373	118	442	149	5,249	175	81	256
	リース	4	992	348	0	0	0	61	0	0	0	1,401	350	—	350
	計	34	992	3,005	977	395	138	434	118	442	149	6,650			
道 路 作業車	買 取	3	0	874	216	36	40	60	0	210	0	1,435	478	361	840
	リース	1	265	246	0	0	0	22	0	2	0	535	535	—	535
	計	4	265	1,120	216	36	40	82	0	212	0	1,970			

(3) 車種別1台当りの車検費

次の表は、一部の車種について、1台当りの車検費を表したものである。

車検費で一番低いのは小型貨物車で、次いで軽貨物車となっている。高いのは普通貨物車及び清掃車となっている。

1台ごとの内容を見ると、走行距離が多くなるほど、車検費も高くなっている。

(表-20)

(単位：台・円)

種別	用途	台数	車検費	1台当りの車検費
普通	乗用車	3	262,087	87,362
	貨物車	26	3,266,192	125,623
小型	乗用車	15	1,108,474	73,898
	貨物車	40	2,562,272	64,057
軽	乗用車	12	924,198	77,017
	貨物車	15	976,568	65,105
特種用途自動車	清掃車	24	3,015,317	125,638

(4) 車種別燃費の比較

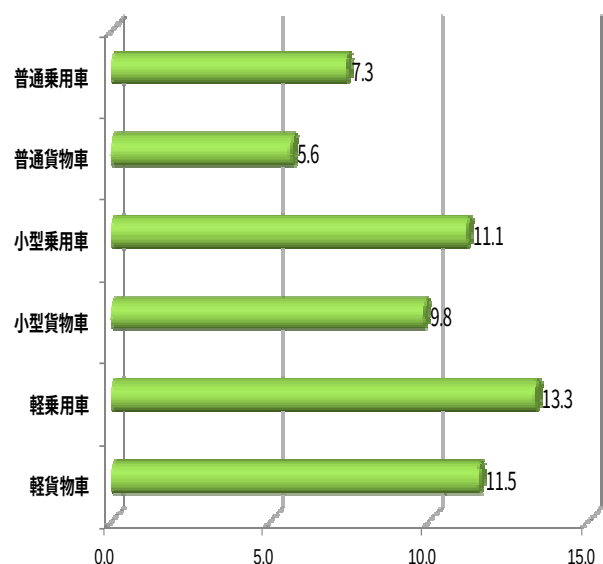
車種別燃費では、軽乗用車が13.3km/ℓ、次いで軽貨物車が11.5km/ℓとなっており、普通貨物車は5.6km/ℓとなっている。

(表-21)

(図-16)

(単位：km/ℓ)

種別	用途	台数	年間走行距離 a (km)	年間給油量 b (ℓ)	燃費 a/b (km/ℓ)
普通	乗用車	13	137,726	18,794	7.3
	貨物車	26	106,279	18,922	5.6
小型	乗用車	32	268,980	24,165	11.1
	貨物車	51	363,682	37,150	9.8
軽	乗用車	28	203,680	15,318	13.3
	貨物車	34	260,783	22,614	11.5
計		184	1,341,130	136,963	9.8



6 特殊車両等

(1) 保有台数

平成 23 年度末現在の特殊車両等 139 台の内訳は次のとおりである。

バスでは地域振興課保有の路線バスが 6 台、特種用途自動車では環境サービス課保有の清掃車 24 台、特殊自動車では防災センター保有のミニローダ 58 台が大きなウエイトを占めている。

バス・特種用途自動車については、住民の生活に必要な不可欠であることから、平均回転率は高くなっている。

車両区分別保有台数及び平均回転率（表－22）

（単位：台・回転）

車 両 区 分		台 数	平均 回 転 率	保 有 課
バス	普通乗合	5	1.8	管財用地課 2、地域振興課 1、こまどり支援学校 1、福岡教育行政センター 1
	路線バス	6	5.4	地域振興課
	幼児用	1	2.1	きずな子ども発達支援センター
	身障者用	3	2.0	長生寮 2、こまどり支援学校 1
	計	15	3.7	
特 種 用 途 自動車	移動図書館車	1	1.8	中央図書館
	清掃車	24	2.5	環境サービス課
	道路作業車	4	1.0	防災センター
	計	29	2.5	
特殊自動車	ロータリー除雪車	4	1.0	防災センター
	グレーダー	5	1.0	防災センター
	ブルドーザー	1	0.9	不燃焼物処理場
	ホイロローダ	13	0.9	環境サービス課 3、不燃焼物処理場 1、防災センター 9
	ミニローダ	58	0.4	環境サービス課 2、環境クリーン工場 1、防災センター 54、水道局総務課 1
	パワーショベル	3	0.4	環境サービス課 1、不燃焼物処理場 1、市民病院総務課 1
	フォークリフト	4	1.5	環境サービス課 3、防災センター 1
	計	88	0.8	
その他		7	0.6	環境サービス課 1、水道局総務課 5、市民病院総務課 1
合 計		139	2.2	

注：「平成 23 年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」中の清掃車 30 台は、この表中の清掃車 24 台及び小型貨物車 51 台のうち 6 台を合わせた台数である。

7 環境対策

国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けている公用車は平成 23 年度末現在で 32 課 73 台を保有しており、全体に占める割合は 22.6%となっている。

台数を登録年度別に見てみると、新規購入台数の多い年度は、平成 13 年度に 9 台、平成 16 年度に 24 台となっている。

ハイブリッド車については、平成 10 年度に旧福岡町、平成 11 年度に旧高岡市で各 1 台が購入登録されている。平成 21 年度では登録 4 台のうち 2 台はハイブリッド式の清掃車 4 トン車であり、当時、北陸で初めて導入されたものである。本市の低公害車の導入については図－18 のとおり、順調に推移している。

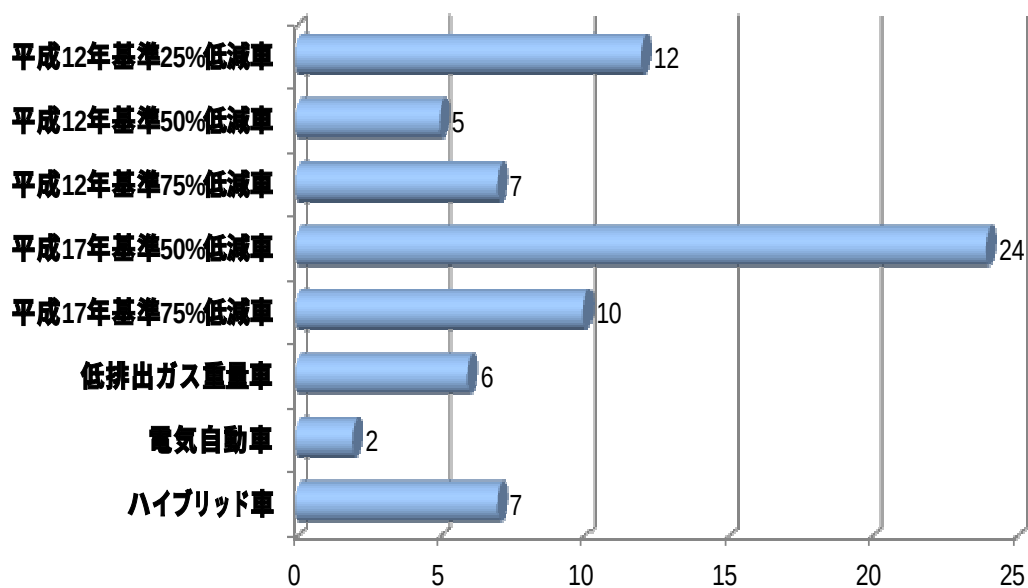
低公害車区分別導入の推移（表－23）

（単位：台）

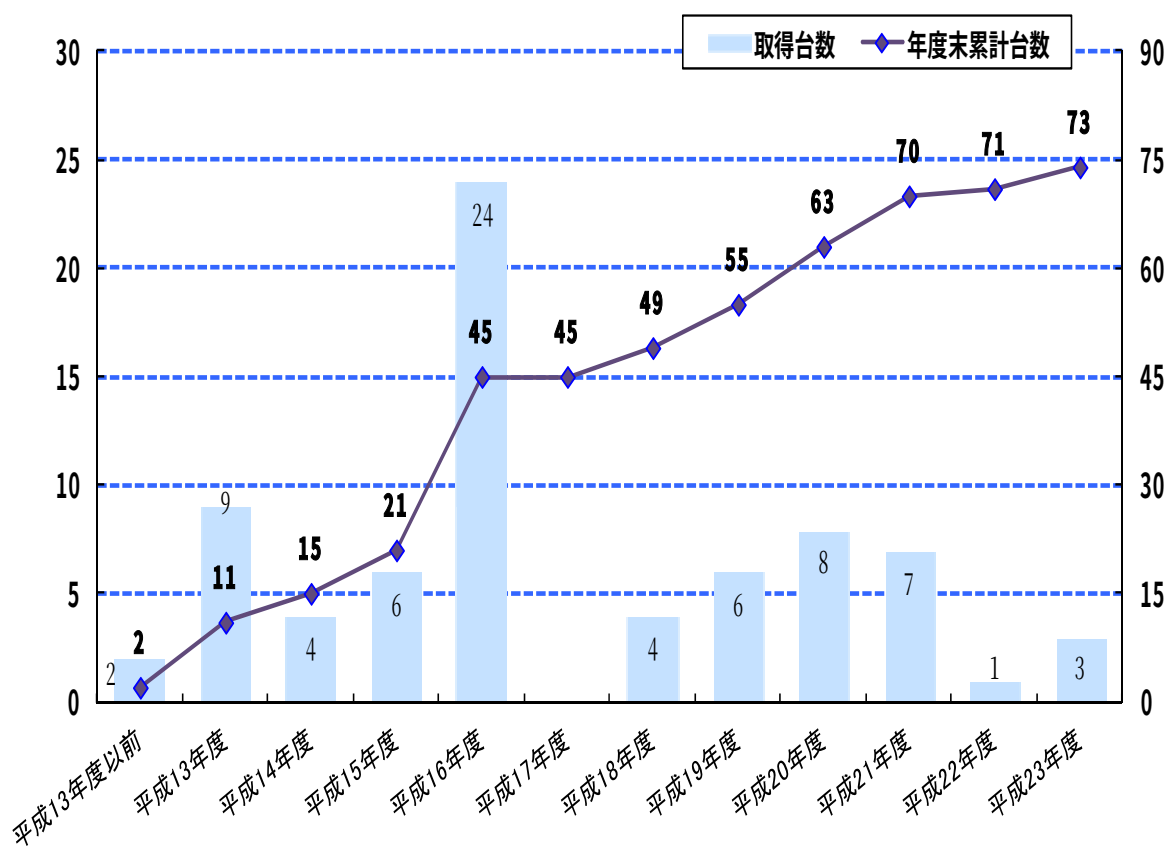
低公害車区分		平成 13 年度 以前	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 23 年度 末保有 台数
登録・廃棄の別		登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	廃車
低 排 出 ガ ス 車	平成12年基準25%低減車	0	8	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
	平成12年基準50%低減車	0	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	平成12年基準75%低減車	0	0	0	5	2	0	1	0	0	0	0	0	7
	平成17年基準50%低減車	0	0	0	0	19	0	2	1	1	0	0	1	24
	平成17年基準75%低減車	0	0	0	0	0	0	1	2	6	1	0	0	10
	低排出ガス重量車	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1	6
電気自動車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
ハイブリッド車		2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	7
年度計		2	9	4	6	24	0	4	6	8	7	1	3	73

※上記表中、バイオディーゼル車は含まれていない。

低排出ガス車等低公害車基準別台数（平成 23 年度末現在）（図－17） （単位：台）

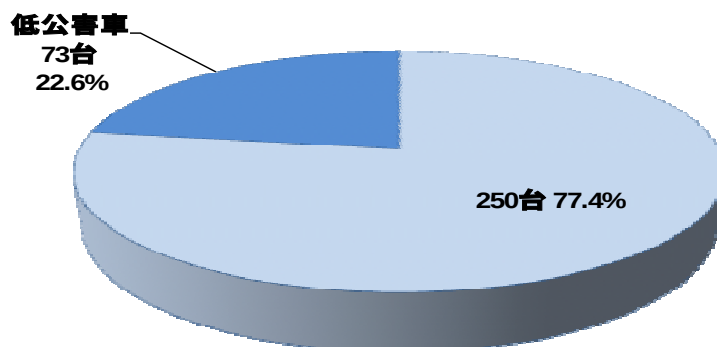


年度別取得台数と年度末保有台数の推移（図－18） （単位：台）



※平成 23 年度は 1 台廃車されている。

全体に占める低公害車の割合（図 - 19）



低排出ガス認定を受けている公用車 73 台とは別に、※オフロード法対象車であるブルドーザー及びパワーショベルが不燃焼物処理場において平成 21 年 3 月に導入されており、特殊自動車についても環境に配慮した取組みが行われている。

※オフロード法

大気汚染防止を目的として、従来は排出ガス規制のない特定特殊自動車（公道を走らない建設機械、輸送機械等）に対して技術基準（排出ガス規制）を定めたもの。

【高岡市の環境に関する取組】

平成 12 年 10 月	「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」策定
平成 19 年 10 月	合併に伴い、「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」見直し
平成 20 年 3 月	「高岡市環境指針」策定
平成 21 年 3 月	「高岡市環境基本条例」制定
平成 22 年 3 月	「高岡市環境基本計画」策定
平成 24 年 3 月	省エネ法の規定に沿った「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」改訂